

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改 正 案

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
略	略
学校指導課	1 略 2 特別支援学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。 3、4 略 5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特別支援教育等に関すること。 6～10 略
略	略

現 行

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
略	略
学校指導課	1 略 2 特殊教育諸学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。 3、4 略 5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特殊教育等に関すること。 6～10 略
略	略

第三章 出先機関

(出先機関の名称、分掌事務等)

第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域	内部組織		分掌事務
			課	係	
小松教育事務所	略	略	略	略	1 略
金沢教育事務所	略	略			2 市町立小学校及び中学校の教職員の人事に関すること。
中能登教育事務所	略	略			3 市町立小学校、中学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。
奥能登教育事務所	略	略			4 市町立幼稚園、小学校及び中学校の教育の指導に関すること。
育事務所	略	略			5～6 略
					7 市町教育委員会との連絡、指導に関すること。
					8 略

第三章 出先機関

(出先機関の名称、分掌事務等)

第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域	内部組織		分掌事務
			課	係	
小松教育事務所	略	略	略	略	1 略
金沢教育事務所	略	略			2 市町村立小学校、中学校及び養護学校の教職員の人事に関すること。
中能登教育事務所	略	略			3 市町村立小学校、中学校、養護学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。
奥能登教育事務所	略	略			4 市町村立幼稚園、小学校、中学校及び養護学校教育の指導に関すること。
育事務所	略	略			5～6 略
					7 市町村教育委員会との連絡、指導に関すること。
					8 略